

## 東京医療保健大学教員選考規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇格等に関する選考（以下「選考」という。）について定めるものとする。

### (選考)

第2条 選考に当たっては、「東京医療保健大学の教員組織の編成方針」に基づき、本学の建学の精神及び理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するにふさわしい能力を有するとともに、熱意を持って、かつ、真摯に教育・研究に取り組む教員を求めるとし、学位・資格、教育・研究業績、臨床経験業績及び学会等の活動業績等を総合的に判断して行うものとする。

### (教員選考基準)

第3条 前条の選考は、「東京医療保健大学教員選考基準」に基づき行うものとする。

### (大学院博士課程教員の資格)

第4条 大学院博士課程の教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育並びに研究上の顕著な業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

### (大学院修士課程教員の資格)

第5条 大学院修士課程の教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育並びに研究上の業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

(教授の資格)

第6条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者。
- (4) 大学において教授、准教授（助教授）又は専任の講師（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）の経歴があり、研究上の業績があると認められる者。
- (5) 研究所、試験所、病院・福祉施設等において10年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者。
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者。

(准教授の資格)

第7条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者。
- (2) 大学において准教授（助教授）、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (4) 研究所、試験所、病院・福祉施設等において5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者。
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者と認められる者。

(講師の資格)

第8条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第6条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者。
- (2) 専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

(助教の資格)

第9条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当する者。
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者。

(助手の資格)

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者。

(非常勤講師の資格)

第11条 非常勤講師は、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

附 則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年2月15日より施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成21年10月21日より施行する。

附 則

1. この規程は平成24年5月16日より施行する。
2. この規程の施行に伴い「東京医療保健大学大学院教員選考規程」は廃止する。